

福岡県公報

平成22年 6 月 16 日
第 3 1 2 3 号

目 次

告 示 (第993号 - 第1008号)

生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
土地改良区の役員の退任	(農村整備課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 6
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 6
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 7
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 8
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 8
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 9
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 9
公 告		
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(会計管理局会計課) 9
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)10

産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)11
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)11
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)11
一般競争入札の実施	(農山漁村振興課)13

告 示

福岡県告示第993号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更（平成22年3月福岡県告示第596号）は取り消す。

平成22年 6 月 16 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地介19	医療法人古川医院	糸島市前原1478 - 2	糸島市前原北1 - 10 - 36	22・1・1
八女介115	中島医院	八女郡黒木町本分757 - 3	八女市黒木町本分757 - 3	22・2・1
八女介121	富田医院	八女郡黒木町黒木87 - 1	八女市黒木町黒木87 - 1	22・2・1
八女介127	みやざき内科	八女郡立花町谷川1102 - 2	八女市立花町谷川1102 - 2	22・2・1
八女介119	今村循環器科・内科	八女郡黒木町本分931 - 1	八女市黒木町本分931 - 1	22・2・1

八女介129	山口医院	八女郡星野村12038	八女市星野村12038	22・2・1
八女介124	中村医院	八女郡立花町上辺春345	八女市立花町上辺春345	22・2・1
八女介117	原医院	八女郡黒木町黒木73 - 1	八女市黒木町黒木73 - 1	22・2・1
八女介120	吉田医院	八女郡黒木町笠原4324 - 1	八女市黒木町笠原4324 - 1	22・2・1
八女介療4	耳納高原病院	八女郡星野村古道7277 - 7	八女市星野村古道7277 - 7	22・2・1
八女介122	クリニック黒木	八女郡黒木町今543 - 1	八女市黒木町今543 - 1	22・2・1
八女介123	中村内科医院	八女郡立花町谷川1176 - 2	八女市立花町谷川1176 - 2	22・2・1
八女介114	角整形外科	八女郡黒木町今8 - 10	八女市黒木町今8 - 10	22・2・1
八女介126	岡村医院	八女郡立花町北山822 - 3	八女市立花町北山822 - 3	22・2・1
八女介125	林医院	八女郡立花町山崎2204 - 2	八女市立花町山崎2204 - 2	22・2・1
八女介128	郷原医院	八女郡矢部村北矢部11120	八女市矢部村北矢部11120	22・2・1
八女介歯63	堀歯科医院	八女郡立花町北山2525	八女市立花町北山2525	22・2・1
八女介歯59	宮園歯科医院	八女郡黒木町黒木142 - 1	八女市黒木町黒木142 - 1	22・2・1
八女介歯54	長野歯科医院	八女郡黒木町本分657	八女市黒木町本分657	22・2・1
八女介歯57	吉泉歯科医院	八女郡黒木町今469 - 1	八女市黒木町今469 - 1	22・2・1
八女介歯55	内藤歯科医院	八女郡黒木町桑原154 - 1	八女市黒木町桑原154 - 1	22・2・1
八女介歯62	堤歯科医院	八女郡立花町谷川992 - 6	八女市立花町谷川992 - 6	22・2・1

八女介歯56	木下歯科医院	八女郡黒木町本分717	八女市黒木町本分717	22・2・1
八女介歯60	おおくま歯科医院	八女郡立花町北山1088 - 1	八女市立花町北山1088 - 1	22・2・1
八女介歯64	矢部村歯科診療所	八女郡矢部村矢部4048 - 1	八女市矢部村矢部4048 - 1	22・2・1
八女介歯61	みつとも歯科医院	八女郡立花町谷川1112 - 3	八女市立花町谷川1112 - 3	22・2・1
八女介歯65	山本歯科医院	八女郡星野村12018	八女市星野村12018	22・2・1
八女介歯58	横溝歯科医院	八女郡黒木町桑原前811 - 1	八女市黒木町桑原前811 - 1	22・2・1
糸島地介薬28	池田川薬局	糸島市池田618	糸島市波多江駅北3 - 19 - 20	22・2・1
八女介薬29	柴田薬局	八女郡黒木町桑原77 - 2	八女市黒木町桑原77 - 2	22・2・1
八女介薬30	久保薬局	八女郡黒木町桑原93 - 1	八女市黒木町桑原93 - 1	22・2・1
八女介薬33	ほしの調剤薬局	八女郡星野村12017 - 4	八女市星野村12017 - 4	22・2・1
八女介薬28	タイヨードー薬局	八女郡黒木町黒木86	八女市黒木町黒木86	22・2・1
八女介薬31	たちばな調剤薬局	八女郡立花町谷川1102 - 6	八女市立花町谷川1102 - 6	22・2・1
八女介薬27	ららら調剤薬局	八女郡黒木町今8 - 8	八女市黒木町今8 - 8	22・2・1
八女生介老4	介護老人保健施設回寿苑	八女郡黒木町湯辺田270	八女市黒木町湯辺田270	22・2・1
八女支23	八女社協ケアプランセンター立花	八女郡立花町谷川1156	八女市立花町谷川1156	22・2・1

八女居64	八女社協ヘルパーステーション立花	八女郡立花町谷川1156	八女市立花町谷川1156	22・2・1
八女居63	八女社協デイサービスセンター立花	八女郡立花町谷川1156	八女市立花町谷川1156	22・2・1
八女居71	八女社協デイサービスセンター矢部	八女郡矢部村矢部福取田	八女市矢部村矢部福取田	22・2・1
八女支25	八女社協ケアプランセンター星野	八女郡星野村10775-14	八女市星野村10775-14	22・2・1
八女居73	八女社協デイサービスセンター星野	八女郡星野村10775-14	八女市星野村10775-14	22・2・1
八女介福4	八女社協特別養護老人ホームゆいのもり	八女郡矢部村矢部4058-1	八女市矢部村矢部4058-1	22・2・1
八女支17	八女社協ケアプランセンター黒木	八女郡黒木町桑原207	八女市黒木町桑原207	22・2・1
八女支19	老人保健施設回寿苑	八女郡黒木町湯辺田270	八女市黒木町湯辺田270	22・2・1
鞍居106	デイサービスかすみ草	鞍手郡小竹町御徳権現堂114-1	鞍手郡小竹町御徳118-1	21・4・15
田川居215	ヘルパーステーション優	田川郡赤村赤3076-1	田川郡赤村赤874-1	22・3・1
八女支18	桜の里在宅介護支援センター	八女郡黒木町木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女居53	桜の里デイサービスセンター	八女郡黒木町木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女居19	桜の里ショートステイ	八女郡黒木町木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1

八女介福2	特別養護老人ホーム桜の里	八女郡黒木町木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女居57	グループホーム里心	八女郡黒木町木屋6337-1	八女市黒木町木屋6337-1	22・2・1
八女居52	角整形外科医院通所リハビリテーションそよ風くろぎ	八女郡黒木町今10-1	八女市黒木町今10-1	22・2・1
八女居56	グループホームこよみ	八女郡黒木町本分1405	八女市黒木町本分1405	22・2・1
八女支22	在宅介護支援センター梅花園	八女郡立花町下辺春5460	八女市立花町下辺春5460	22・2・1
八女介福3	特別養護老人ホーム梅花園	八女郡立花町下辺春5460	八女市立花町下辺春5460	22・2・1
八女居65	デイサービスセンター梅花園	八女郡立花町下辺春5460	八女市立花町下辺春5460	22・2・1
八女居69	ヘルパーサービスセンター梅花園	八女郡立花町下辺春5460	八女市立花町下辺春5460	22・2・1
八女居62	立花グループホームかつき苑	八女郡立花町山崎1918	八女市立花町山崎1918	22・2・1
八女居58	立花デイサービスかつき苑	八女郡立花町山崎1951-3	八女市立花町山崎1951-3	22・2・1
八女居59	森の里グループホームたちばな	八女郡立花町白木610-1	八女市立花町白木610-1	22・2・1
八女居60	たちばな森の里介護センター	八女郡立花町白木610-1	八女市立花町白木610-1	22・2・1
八女支20	スマイルケアプランセンター	八女郡立花町兼松270-1	八女市立花町兼松270-1	22・2・1

八女居61	デイサービスセンターしらとりの家	八女郡立花町兼松270 - 1	八女市立花町兼松270 - 1	22・2・1
八女居67	フラワーハイム	八女郡立花町下辺春5460 - 1	八女市立花町下辺春5460 - 1	22・2・1
八女支21	たちばな森の里介護センター	八女郡立花町白木610 - 1	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1
八女居68	立花ヘルパーステーションかつき苑	八女郡立花町山崎1950 - 8	八女市立花町山崎1950 - 8	22・2・1
八女居66	立花デイサービスかつき苑西館	八女郡立花町山崎1916	八女市立花町山崎1916	22・2・1
八女介福5	特別養護老人ホーム星寿園	八女郡星野村10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女支26	星野居宅介護計画センター星寿園	八女郡星野村10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女居77	星寿園デイサービスセンター	八女郡星野村10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女居74	星寿園ショートステイ	八女郡星野村10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女居75	耳納高原病院デイサービスセンター	八女郡星野村7277 - 7	八女市星野村7277 - 7	22・2・1
八女居54	グループホーム第2 夢想園	八女郡黒木町土窪1832	八女市黒木町土窪1832	22・2・1
八女居55	小規模多機能ホームこよみ	八女郡黒木町本分1414 - 1	八女市黒木町本分1414 - 1	22・2・1

福岡県告示第994号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩吉田字片山1595番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市前原北四丁目20 - 17
吉原 丈二

福岡県告示第995号

柳川みやま土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
山 田 清 治	柳川市下宮永町864番地2

福岡県告示第996号

大和干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
中 村 勝 昭	柳川市大和町大坪22番地
小 宮 榮二郎	〃 〃 〃 11番地
甲斐田 静 夫	〃 〃 皿垣開1790番地

松 藤 和 彦	柳川市大和町大坪4番地
大 津 眞 次	" " " 3番地
佐 藤 決	" " 塩塚1046番地
武 末 誠 士	" " 明野251番地
堤 清	" " 皿垣開7番地
野 田 良 幸	" " " 1479番地
西 田 昭 勝	" " 中島2259番地1
津 留 征 夫	" " 六合1592番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
高 椋 和 博	柳川市大和町中島2304番地2
河 島 芳 朗	" " 栄1333番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
小 宮 榮二郎	柳川市大和町大坪11番地
松 藤 和 彦	" " 大坪4番地
堤 清	" " 皿垣開7番地
大 津 眞 次	" " 大坪3番地
関 正 之	" " " 13番地
平 田 智 行	" " 塩塚154番地
松 藤 昭 利	" " 明野773番地
松 藤 善 人	" " 皿垣開1777番地
小 宮 隆 法	" " " 1468番地
岩 丸 克 信	" " 中島1623番地
坂 井 博 喜	" " " 2387番地
津 留 征 夫	" " 六合1592番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
小 宮 和 人	柳川市大和町大坪9番地
松 藤 保	" " 栄838番地
平 川 久 幸	" " 中島2085番地1

福岡県告示第997号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小坂井字屋敷15番11、29番1、29番3から29番8まで、31番1、31番3、31番5、33番3、33番4、41番、41番2、42番、44番1、45番、46番及び47番、字蓮輪92番4、92番5、93番1、94番1、94番3から94番11まで、95番5から95番11まで、96番1、96番2、101番1、101番4、102番1、102番3から102番10まで、107番1、107番2、107番4及び108番2、並びに字五反田125番1、127番3及び127番7並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅三丁目13番21号

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

福岡県告示第998号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年5月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マックスバリュ前原店

(2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目148番1 外

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後
(仮称) マックスバリュ前原店 福岡県前原市浦志一丁目148番1 外	マックスバリュ前原店 福岡県糸島市浦志一丁目148番1 外

福岡県告示第999号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年5月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マックスバリュ前原店

(2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目148番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
福岡県糸島市浦志一丁目 148番1 外	65	福岡県糸島市浦志一丁目 148番1 外	71

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県糸島市浦志一丁目 148番1 外	40	福岡県糸島市浦志一丁目 148番1 外	120

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等の保管施設 の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設 の位置	容量 (立方メートル)
福岡県糸島市浦志一丁目 148番1 外	48.04	福岡県糸島市浦志一丁目 148番1 外	48.06

福岡県告示第1000号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字中川底888、889の1、1247

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1001号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字川内106の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
糸島市前原土地改良区	平成22年6月7日

福岡県告示第1003号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非
営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す
る。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ジニアス クラブ

(2) 代表者の氏名

植木 行雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目19-3番1002号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ひきこもり・不登校状態にある方、またアスペルガー障がいのある
方やその家族に対して、病理、状態、障がいの特性、適切な関わり方についての必
要な学びを提供し、具体的な対応法を探索することを通じて、生きづらさを緩和し
ていく事業を行い、ひきこもり・不登校状態にある方及びアスペルガー障がいの方

の理解や自立生活支援、社会参加、啓発・普及に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1004号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ヒューマンリレーションシップ協会

(2) 代表者の氏名

岡崎 光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区鳥飼6丁目10番7-105号

(4) 定款に記載された目的

この法人はコミュニケーション研究者及び市民に対して、両者の双方向コミュニケーションを促進・開発するための事業、及び「コミュニケーション研究の知」を有効に活用する環境を整備することにより、地域社会のコミュニティが円滑に行われる人間関係力向上に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1005号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人京都行橋ヒューマンライツ

(2) 代表者の氏名

田中 建一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市西宮市5丁目5番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都行橋地域における人権のまちづくりを推進し、全ての差別の撤廃と人権の確立された社会の建設を目的とし、自然や地域の人々との協働の取り組みを行い、もって社会全体の発展・利益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1006号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人スペース de GUN²

(2) 代表者の氏名

百田 英子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡志免町志免3丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校や家庭、地域の中に居場所を見出せない子どもや若者、その保護者とともに、ひとりひとりが安心して過ごせる居場所を作ること、子どもの多様な学びや育ち、生き方を支援する事業を行い、子どもたちの自己肯定観を取り戻す人間関係を育む環境の創造に寄与することを目的とする。ただし、われわれ法人が示す「子ども」とは18歳以下の児童生徒及び若者をいう。

福岡県告示第1007号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人九州地域交流推進協議会

(2) 代表者の氏名

内田 雅行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区梅光園2丁目21番7-502号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域交流促進に関する事業を行い、九州内における地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1008号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 自閉症くらし応援舎 TOUCH

(2) 代表者の氏名

小西 尚美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎1丁目19番9号優箱崎ビル1階2号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、自閉症児者に対して、それぞれの個別のニーズに関する事業を行い、これを関係諸機関と連携しながら実施することで、その育成と豊かな地域生活を支援するとともに、同法人の目的に賛同する家族・関係者の理解・協力のもと、専門性を有するボランティアや指導者の育成、啓発活動を行っていくことで、自閉症児者の地域生活を支え、法人として社会に貢献することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者（主に自閉症児者）に対して、それぞれの個別のニーズに関する事業を行い、これを関係諸機関と連携しながら実施することで、その育成と豊かな地域生活を支援するとともに、同法人の目的に賛同する家族・関係者の理解・協力のもと、専門性を有するボランティアや指導者の育成、啓発活動を行っていくことで、障害者の地域生活を支え、法人として社会に貢献することを目的とする。

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則の一部を改正する規則（平成22年福岡県規則第29号）を制定したので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

福岡県暴力団排除条例（平成22年福岡県条例第59号）の制定及び施行に伴う一部改正であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成22年5月31日

3 規則の施行日

平成22年6月1日

ただし、様式第133号の改正規定は、平成22年8月1日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

北九州都市計画道路1・4・5号枝光大谷線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年7月9日 午後7時から9時まで

(2) 場所

西戸畑市民センター講堂（北九州市戸畑区南鳥旗3-17）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
1・4・5号枝光大谷線	起点 北九州市八幡東区東田5丁目 終点 北九州市八幡東区神山町 主な経過地 北九州市八幡東区東田2丁目	約2,630メートル

(2) 閲覧

同案については、平成22年6月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市建築都市局計画部都市交通政策課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年6月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
コガ信工業有限会社
福岡県柳川市佃町1272番地
代表取締役 古賀 信義
- 2 施設の種類及び処理能力
がれき類の破砕施設
一日当たり 1,400 t
- 3 設置場所
福岡県みやま市高田町昭和開1 - 5
- 4 指定地域
福岡県みやま市高田町昭和開の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所
- 6 閲覧の期間
平成22年6月16日から同年7月16日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3

項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
コガ信工業有限会社
福岡県柳川市佃町1272番地
代表取締役 古賀 信義
- 2 施設の種類及び処理能力
木くずの破砕施設
一日当たり 460 t
- 3 設置場所
福岡県みやま市高田町昭和開1 - 5
- 4 指定地域
福岡県みやま市高田町昭和開の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所
- 6 閲覧の期間
平成22年6月16日から同年7月16日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
工事執行管理システム開発業務委託契約
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年7月9日（金）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

平成22年度工事執行管理システム開発業務委託 一式

(2) 調達役務の特質等

入札説明書、仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成23年3月25日まで

(4) 納入場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県農林水産部農山漁村振興課

2 入札参加資格

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号092 - 651 - 1111 内線2523、2524

4 入札参加条件（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。）

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けられているもの

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	07	ソフトウェア開発	AA

(2) 国又は都道府県の公共事業の執行管理システムの開発実績を持ち、迅速かつ確実に納入できると認められる者

- (3) 当該工事執行管理システムの納入後、瑕疵の修理、保守その他のアフターサービスについて納入先の求めに応じて速やかに対応できると認められる者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
福岡県農林水産部農山漁村振興課技術管理係
〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号092 - 651 - 1111 内線3869
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間
平成22年6月17日から平成22年7月21日までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札説明会
(1) 日時
平成22年6月22日(火) 午前10時00分から
(2) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁地下1階行政6号会議室
(3) その他
出席者は1者につき2名までとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 受領期限
平成22年7月23日(金) 午後5時00分(ただし、県の休日には受領しない。)

- (3) 提出方法
直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行うこと。
- 11 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡県農林水産部農山漁村振興課入札室
(2) 日時
平成22年7月26日(月) 午前10時00分
- 12 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
(1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合においては、調達手続の停止等もあり得る。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
A set of Project for Construction Management System
- (2) Contractual period: From the date the contract is effective through March 25, 2011
- (3) Delivery place: Farming, Mountain, and Fishing

Communities Promotion Division, Fukuoka Prefectural Government.

- (4) Time limit for tender: 5:00 p.m. July 23, 2010
- (5) Contact Point where documents for tendering a bid are available: Farming, Mountain, and Fishing
Communities Promotion Division, Fukuoka Prefectural Government, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku,
Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, 812-8577 Japan.
TEL 092-651-1111 Ext.3869